

令和5年第4回教育委員会定例会次第

開催日時 令和5年4月14日（金）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議 題

- (1) 春日井市内小中学校で使用しているクロームブックについての実態調査請願書
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種券に教育委員会の別紙案内を送付する件についての請願書
- (3) 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

2 報 告

- (1) 令和5年第1回市議会定例会について

議題 1 春日井市内小中学校で使用しているクロームブックについての実態調査
請願書

春日井市教育委員会会議規則第 7 条第 3 項に基づき、会議に付議してその採否
を決めるもの。



令和 5 年 3 月 31 日

春日井市教育委員会

教育長 水田博和 様

請願者



春日井市内小中学校で使用しているクロームブックについての実態調査請願

【請願項目】

小中学校で使われているクロームブックが各小中学校でどの様に使われているのか

問題点・改善すべき点はないのか調査してほしい。

【請願の趣旨】

国の推進する GIGA スクール構想の政策に基づいて、春日井市内小中学校で児童 1 人に 1 台

クロームブックが導入され、小 4 娘の小学校でもタイピング技術だけでなく、国語の熟語調べ

や社会調べ学習、体育時間の縄跳びの動画撮影等、算数（平行単元・日常生活での平行探して

写真貼り付け）幅広い教科で授業の中で、クロームブックが使われています。

保護者側としては NEC の大変高価な端末（1 台 7 万相当）を配布され大変有難いと思う反面

家庭でのクロームブック使用時間増大する事。クロームブック内チャットコメントルールについて

気になる事柄もあります。

そうした中で、何か問題点・改善点はないのか。導入してからもうすぐ2年間の試用期間は過ぎています。導入して良かった点、導入したが改善したい点、等小学校・中学校に、教職員・保護者・児童・生徒にアンケートを取るなどして、今後春日井市内小中学校で、クロームブックがより良い使われ方がされる様にお願いしたいです。

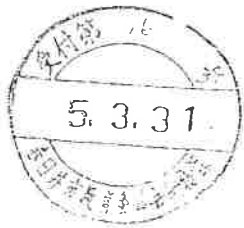
又春日市内でクロームブック先行取組み校（藤山台中学・松山小学校の様な
教員の困り感を毎月把握と生徒の声を授業に活かすアンケート実施などそうした学校の成功例を学校長と教育委員会で話し合いにだけに偏らない教育をしてほしいと思います。

藤山台中学校の伊藤一真教務主任と今井浩太教諭（ICT 担当）考察として、
今年度は、ICT 活用の場面を広げる事が中心だった。次年度は見方・考え方を深める場面での活用を増す。生徒自身が課題を見出し主体的に解決する機会が増えているか、
クロームブック導入し2年が立つ今だからこそ、こうした事が出来ているのか把握・実証し
私たち保護者にもそうした情報を提示してほしいと思っています。

コロナ社会が3年も続き先行きが、見えない今だからこそ、子供たちには‘真の生きる力、
を付けてほしいと願ってやみません。水田教育長初めて教育長の皆様方は、学校教育に
精通した方が多いと思いますので、春日井市の子どもたちの為に請願を採択頂けますよう
宜しく願います。

議題 2 新型コロナウイルスワクチン接種券に教育委員会の別紙案内を送付する
件についての請願書

春日井市教育委員会会議規則第 7 条第 3 項に基づき、会議に付議してその採否
を決めるもの。



新型コロナウイルスワクチン接種券に教育委員会の別紙案内を送付する件について

令和 5 年 3 月 31 日

春日井市教育委員会
教育長 水田 博和 様

請願者

代表

現在春日井市でも新型コロナウイルスワクチンの接種が 6 か月から推奨されて
おりますが、この新型コロナウイルスに関するワクチンについてはさまざまな意
見があることが事実です。(別紙 1 参照)

何度かの請願のおり、教育委員会委員からは「教育委員会としては賛成も反対も
しない」とのご意見を頂いておりますが、その方針は保護者には届いていないのが
現状です。

春日井市のホームページを開くと一番始め、目立つところに接種推進を案内し
ており、接種を希望する人にはとても分かりやすい記述で案内されています。また、
義務教育で市立の学校に通う子がコロナワクチンを接種する際には、接種する日
も、副反応があった際も学校を「休んでもいい日」とし、事実上の出席停止扱いと
なっております。他のワクチンで接種する日、副反応があった際のお休みにはそう
いった処理を取っていないことを見ても、教育委員会として接種を推進している
と保護者に誤解を与えかねません。

令和 5 年 2 月に、「新型コロナウイルスワクチンについて親子で考える機会創出
についての請願」の審議の際、委員より「5 月より新型コロナウイルスは収束に向
かっており、2 類から 5 類に引き下がる。みんなで話し合う機会を創出するには時
期が過ぎているのではないか」とのご意見を頂きましたが、現在もなお、接種はで
きる状態であり 3 月 17 日更新の春日井市のホームページでは「無料で接種を受け
られる期間が令和 6 年 3 月 31 日まで延長されました」の案内もあります。また県
が進めている事業ではありますが、春日井市にある「愛知県小児保健療育総合セン
ター中央病院」に 4 月より知的障害や基礎疾患のある子ども対象の「新型コロナウ
イルス性に接種センター」ができ、3 月 20 日から予約の受付を始めたニュースを
見ても、知らない方が見れば、春日井市としても子どもたちにも接種を推進してい
ると受け取られかねません。(別紙 2 参照)

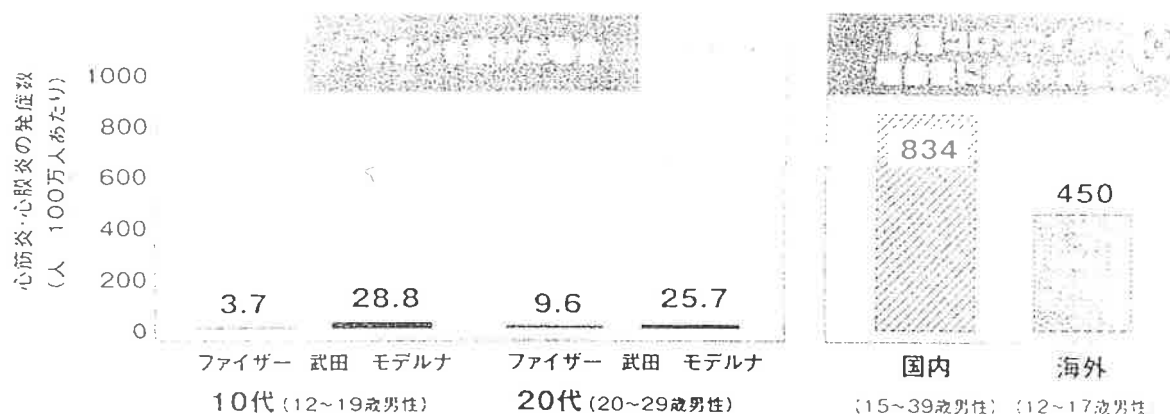
教区委員会として「賛成も反対もしていない」という姿勢は少なくとも私の周りの保護者には全く伝わっておりません。

春日井市では現在、接種の案内を送付し、接種を希望している方が接種推進室に連絡し、その後接種券を送付しているとの運用をしていると、接種推進室の方より伺いました。他都市では接種券送付の際、接種券に教育委員会として「接種に伴う結成の取扱い」の案内を送付し、その文書に「ワクチン接種は強制ではないこと」等をうたっております。(別紙3参照)

そこでぜひお願いしたいのですが、接種券を送付の際に春日井市教育委員会として「接種時の児童生徒への結成の取扱いの案内」を一緒に送付し、そちらに明確に「春日井市教育委員会としては接種に関して賛成も反対もしておりません」との姿勢を明確にお知らせしていただきたいです。

請願趣旨

- ①接種を希望した児童、保護者に接種券を送付する際、接種の際の学校の出席の取扱いの案内を同封する事。
- ②①の案内に「教育委員会として接種には賛成も反対もしていない。強制ではない」と明確な記述を付けること。



厚生労働省 10月15日

10代・20代の男性と保護者の方へのお知らせ

〈心筋炎・心膜炎が疑われた報告頻度の比較(男性)〉



出典:第70回厚生科学審議会第2分科会第1回臨時第1回会、令和3年度第19回厚生科学審議会第2分科会第1回臨時第1回会(令和3年10月15日開催)資料

障害や基礎疾患のある子ども向けのワクチン接種会場 4月から愛知県内2カ所に設置

14

コメント 14 件



愛知県は、4月から障害や基礎疾患のある子ども向けに専門病院内に新型コロナワクチンの接種会場をつくると発表しました。「愛知県新型コロナワクチン小児接種センター」が開設されるのは、春日井市の「愛知県医療療育総合センター中央病院」と大府市の「あいち小児保健医療総合センター」の専門医療機関2カ所です。対象は、知的障害や発達障害などの障害や基礎疾患のある県内在住の11歳までの子どもで、事前の予約が必要です。県は2つの医療機関

には救急救命や小児の基礎疾患などに対応できる医者がいるため、安心してワクチン接種をして欲しいとしています。 接種の開始は4月からです。 【愛知県新型コロナワクチン小児接種センター】 ・愛知県医療療育総合センター中央病院（愛知・春日井市） 4月7日から接種開始 5歳～11歳までの小児（30人／日）を対象に毎週金曜日の午後3時30分から午後5時まで ・あいち小児保健医療総合センター（愛知・大府市） 4月4日から接種開始 5歳～11歳までの小児（20人／日）を対象に毎週火曜日の午後2時から午後4時30分まで 生後6カ月～4歳までの乳幼児（10人／日）を対象に毎週木曜日の午後2時から午後4時まで

保護者各位

日進市教育委員会

新型コロナワクチンの接種に伴う児童生徒の欠席の取扱い等について
(お知らせ)

現在、本市では、新型コロナワクチンの接種を児童生徒についても希望者を対象に順次行っています。

新型コロナワクチンの接種については、下記のことにご留意いただくようお知らせいたします。

記

1 欠席等の取扱いについて

次の理由により欠席する場合は、「出席停止」の取扱いとなります。

- (1) 児童生徒が新型コロナワクチンの接種を受けるため
- (2) 児童生徒が新型コロナワクチンを接種した後に副反応が生じたため

2 新型コロナワクチン接種における個人情報の取扱い及び接種強制や差別の防止について

新型コロナワクチン接種の有無は、個人情報になります。また、接種の強制や差別的な状況が起こらないように、ご家庭でも次のことをお子様にお伝えください。

- (1) 新型コロナワクチン接種の有無をむやみに他の児童生徒に話したり、聞いたりしないこと。
- (2) 新型コロナワクチン接種は強制ではないこと。
- (3) 周囲に新型コロナワクチンの接種を強制してはいけないこと。
- (4) 身体的な理由や様々な理由によって新型コロナワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

担当：日進市教育委員会 学校教育課
電話：0561-73-4145

議題3 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析するために実施する調査に協力することとし、文部科学省の「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領」に基づき、春日井市立学校の小学校第5学年及び中学校第2学年の児童生徒を対象にして調査を実施することの議決を求めるもの。

5 尾教第 2 0 3 号

令和 5 年 4 月 1 0 日

各市町教育委員会教育長 殿

愛知県教育委員会尾張教育事務所長

令和 5 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（通知）

このことについて、令和 5 年 4 月 7 日付け 5 教保第 3 6 - 1 号で愛知県教育委員会事務局長から別添のとおり通知がありました。

実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

つきましては、貴管内の小・中学校及び瀬戸市立瀬戸特別支援学校に周知していただきますようお願いいたします。

担 当 指導第一課指導第一グループ（中島・丹葉：土本）

指導第二課指導第二グループ（愛 日：井上）

電 話 0 5 2 - 9 6 1 - 1 9 1 8 （中島・丹葉）

0 5 2 - 9 6 1 - 1 9 0 3 （愛日）

ファックス 0 5 2 - 9 5 3 - 1 5 3 9

電子メール hidekazu_tsuchimoto@pref.aichi.lg.jp （中島・丹葉）

chikage_inoue@pref.aichi.lg.jp （愛日）

5 教保第 36－1 号
令和 5 年 4 月 7 日

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会事務局長

令和 5 年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施に
ついて（通知）

このことについて、令和 5 年 4 月 3 日付け 4 ス庁第 2199 号で、スポーツ
庁次長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、
特段の御理解と御協力をお願いします。

また、貴管内の市町村教育委員会を通じ、所管する各小中学校、義務教育
学校へ御周知くださるよう依頼してください。

担	当	保健体育課
		学校体育グループ（大塚・石黒）
電	話	052－954－6825（ダイヤルイン）
ファックス		052－954－6965
電子メール		hoken-taiiku@pref.aichi.lg.jp



本通知は、令和5年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施することをお知らせするものです。

4ス庁第2199号
令和5年4月3日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

殿

スポーツ庁次長
角田喜彦

令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（通知）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「本調査」という。）の実施については、御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和5年度の本調査に関する実施要領を別紙のとおり決定しましたので通知いたします。

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、各教育委員会、各国公立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的としております。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては本調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれては本調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、本調査を円滑かつ安全に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

また、令和5年度より全国体力・運動能力、運動習慣等調査の個票データの提供制度を開始いたします。詳細につきましては、別途の通知を御確認の上、ガイドライン、利用規約を御参照ください。



【本件担当】

スポーツ庁

政策課企画調整室 調査係

電話：03-5253-4111（内線2649）

令和５年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実施要領

令和５年４月１日

スポーツ庁次長

1. 調査の目的

本調査は、国が全国的な子供の体力・運動能力や運動習慣・生活習慣等を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とする。

加えて、教育委員会や学校においても、本調査結果を活用し、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実施や体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的とする。

2. 調査の名称

令和５年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3. 調査の対象及び調査内容

(1) 児童

① 調査対象者

小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の５年生全員

ただし、特別支援学校及び小学校の特別支援学級に在籍している児童については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

② 調査内容

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

イ 質問紙調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

(2) 生徒

① 調査対象者

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部の２年生全員

ただし、特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

② 調査内容

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子 1500m、女子 1000m）

又は 20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問紙調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

(3) 学校

① 調査対象校

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び小学部もしくは中学部を置く特別支援学校の全校

② 調査内容

質問紙調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

(4) 教育委員会

① 調査対象

全教育委員会

② 調査内容

質問紙調査（子供の体力向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの）

4. 調査実施期間

令和5年4月～7月

※詳細のスケジュールについては参考1を参照

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は参考2・3を参照）。

- (1) 調査は、スポーツ庁が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して調査を実施する。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して調査を実施する。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査を実施する。

6. 調査結果の取扱い

スポーツ庁は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、各都道府県私立学校所轄庁、各附属学校を置く国立大学法人、各附属学校を置く公立大学法人及び各学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

スポーツ庁は、本調査の結果として、以下の事項等を示す。

① 実技に関する調査の結果として、

ア 各種目等の平均値、標準偏差、平均値の分布等がわかる図等

イ 総合評価の段階別割合

② 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の結果として、

ア 児童生徒質問紙調査、学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況

イ 児童生徒質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析

ウ 学校質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析

エ 児童生徒質問紙調査の回答状況と学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況との相関関係の分析

オ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果のスポーツ庁による公表

スポーツ庁は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。スポーツ庁が公表する調査結果については、公表後速やかに、スポーツ庁ホームページに掲載する。

① 以下のアからオまでの区分に応じ、上記(1)①のア及びイで示した結果

ア 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

イ 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する学校全体の状況）

ウ 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する学校全体の状況）

エ 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

オ 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（政令指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況）

② その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、以下のとおりとする。

① スポーツ庁は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

ア 都道府県教育委員会に対しては、当該都道府県教育委員会が設置する各学校の状況、当該都道府県教育委員会における公立学校全体の状況、当該都道府県教育委員会（指定都市を除く）における公立学校全体の状況、域内の各市町村教育委員会における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況、域内の各市町村教育委員会全体の状況に関する調査結果

イ 市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果

ウ 学校に対しては、当該学校全体の状況及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票

エ その他、調査の目的の達成に資する調査結果

② 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

① 各教育委員会、学校等及びスポーツ庁においては、調査の目的を達成するため、以下

のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等に努めるとともに、自らの体育的活動における指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた取組を進めること。

エ スポーツ庁は、児童生徒の体力・運動能力や運動習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

- ② スポーツ庁においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、個票データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に提供し、学術研究の振興、施策の推進のために活用することができる。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

① 教育委員会及び学校による調査結果の公表

ア 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。

(イ) 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、エに基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、エに基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

(ウ) (ア)又は(イ)に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- (エ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- イ 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
 - (ア) 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。
 - (イ) 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - (ウ) 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- ウ 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、エに基づき公表することは可能であること。
- エ 調査結果の公表に当たっては、以下の(ア)から(カ)までにより行うこと。
 - (ア) 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
 - (イ) 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に体力合計点などの数値のみの公表は行わないこと。
 - (ウ) アの(ア)又はイの(イ)に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又はアの(イ)において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。
また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
なお、体力合計点などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
 - (エ) 調査の目的や、調査結果は体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - (オ) 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - (カ) 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

オ 教育委員会が独自に実施する体力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

② スポーツ庁が公表する内容以外の調査結果の取扱い

ア スポーツ庁は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについては、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等は、スポーツ庁から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除く

ものについて、上記アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に6.(5)①エを十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

7. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、スポーツ庁は民間機関等への業務委託を行い、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

- ① 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- ② 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し適切に実施体制を整備すること。
- ③ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- ④ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- ⑥ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- ⑦ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して子供の体力・運動能力や運動習慣等向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① スポーツ庁及びスポーツ庁が業務委託を行った民間機関等は、調査に使用する調査用紙等について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- ② 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

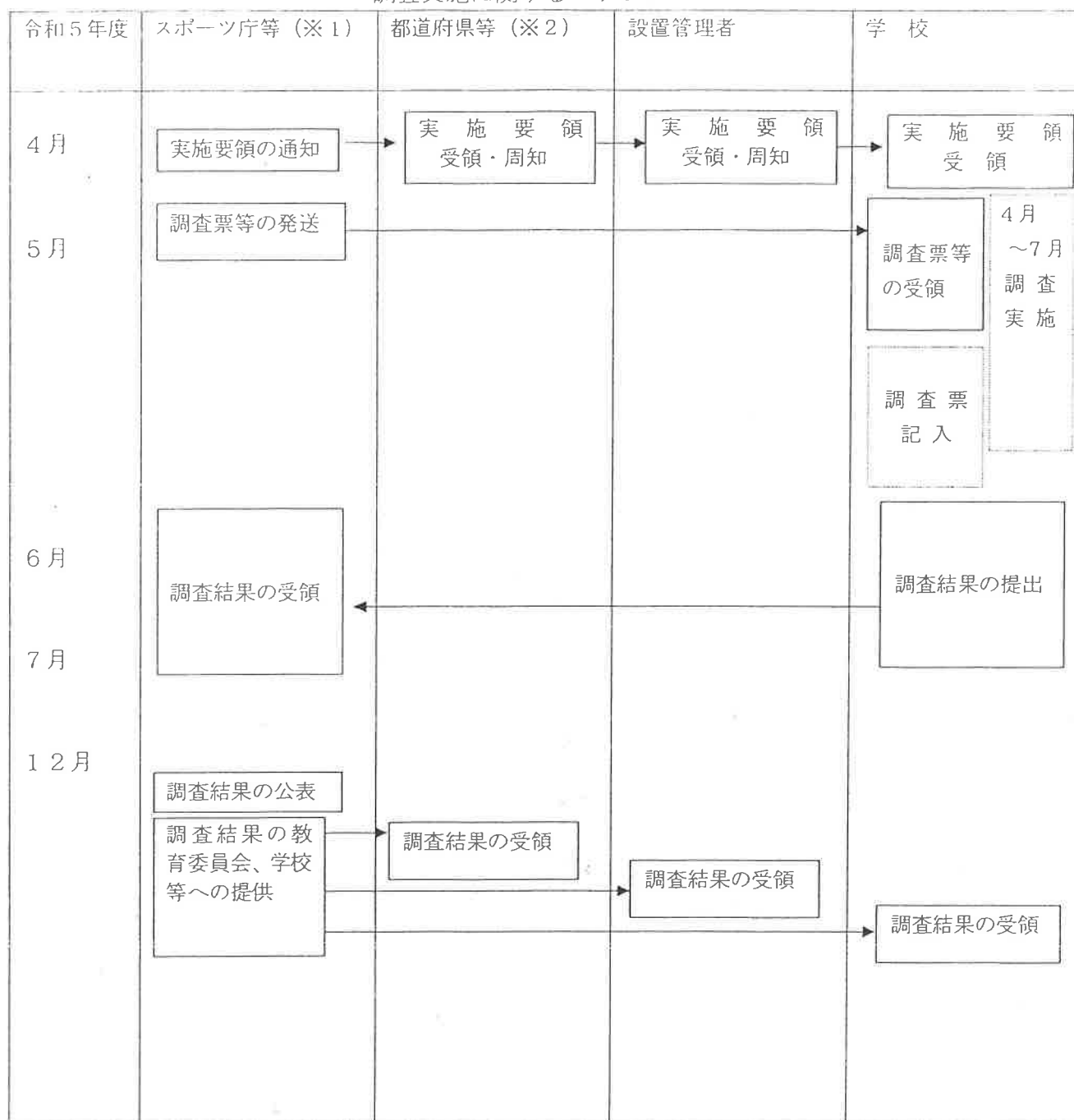
実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育科、保健体育科の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

(4) 実技調査実施上の一般的注意

- ① 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はもちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。
- ② 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー（独立法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。
- ③ 文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（https://www.mext.go.jp/content/20230316-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf）」に示す感染症対策や体育の授業における留意事項を踏まえ、実施すること。
- ④ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- ⑤ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

(参考1)

調査実施に関するスケジュール

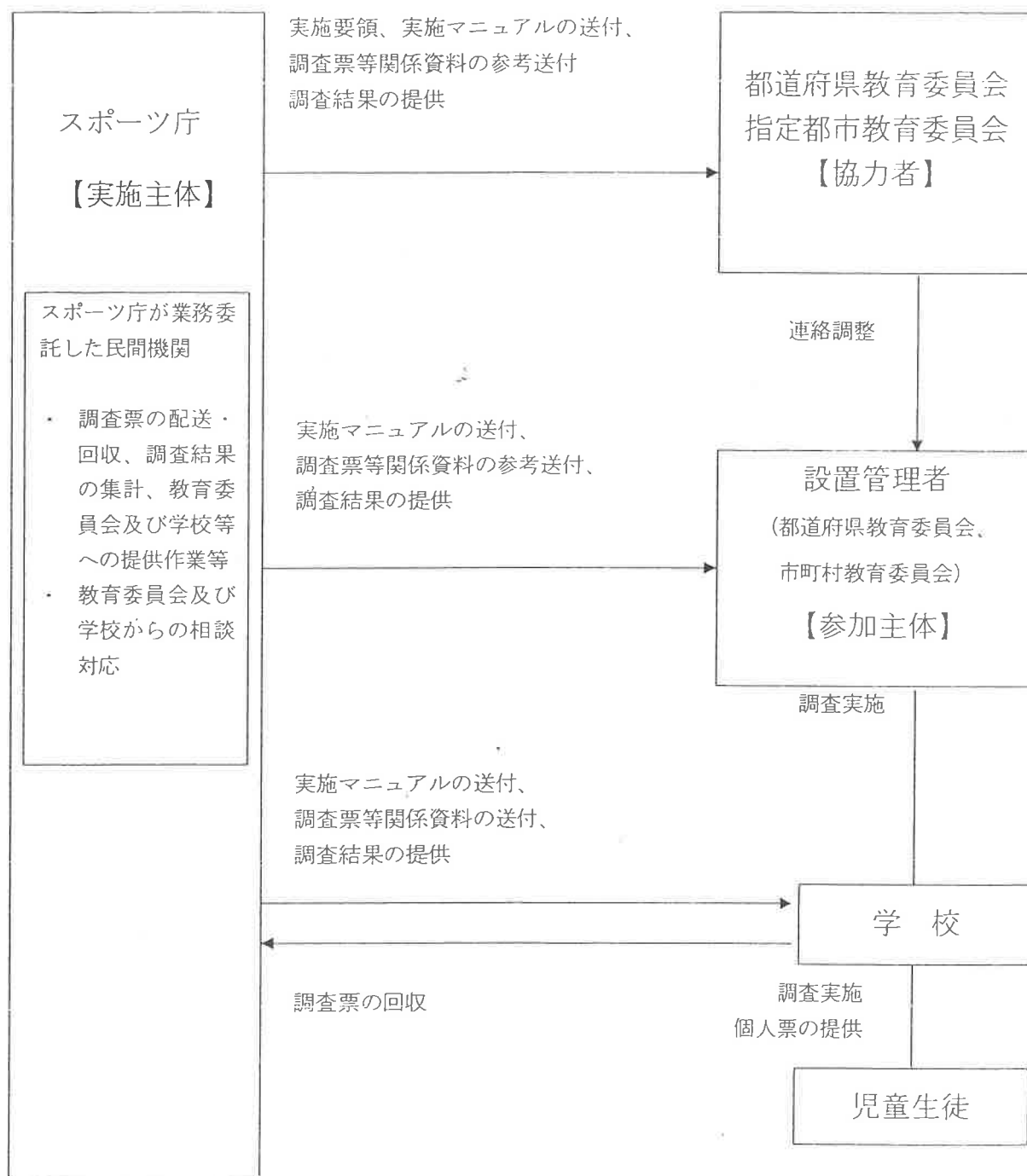


※1 スポーツ庁等には、スポーツ庁が業務委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

調査の実施系統図【公立学校】

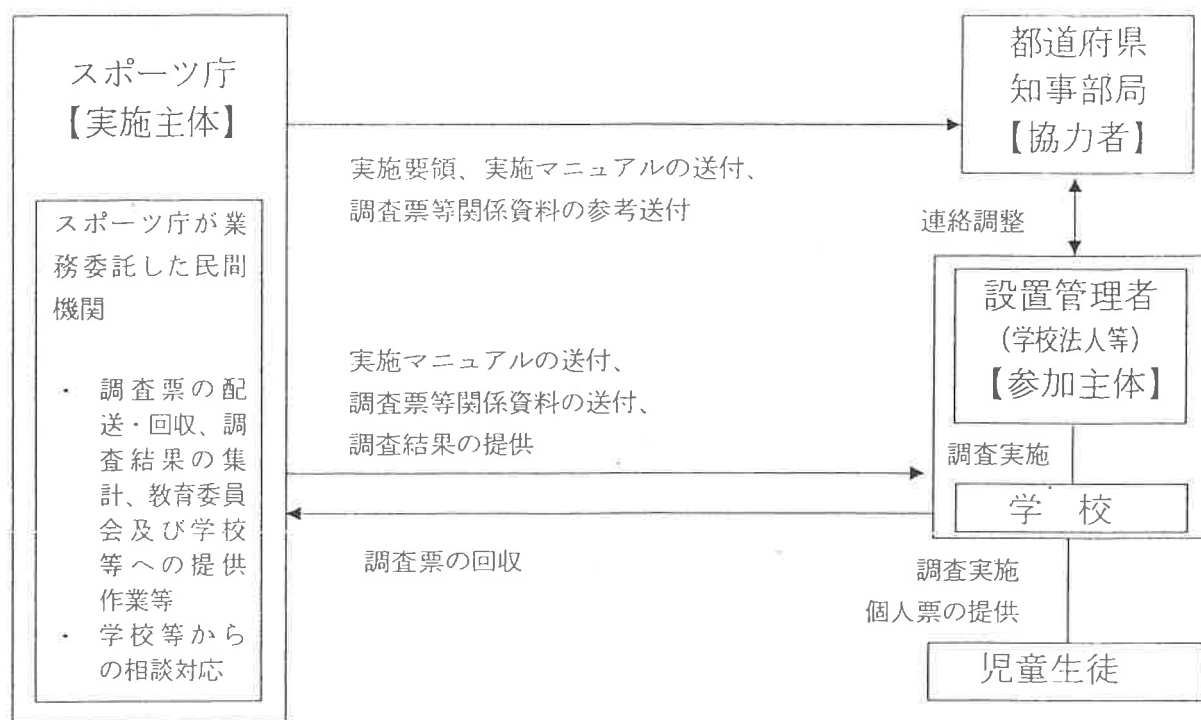
公立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



(参考3)

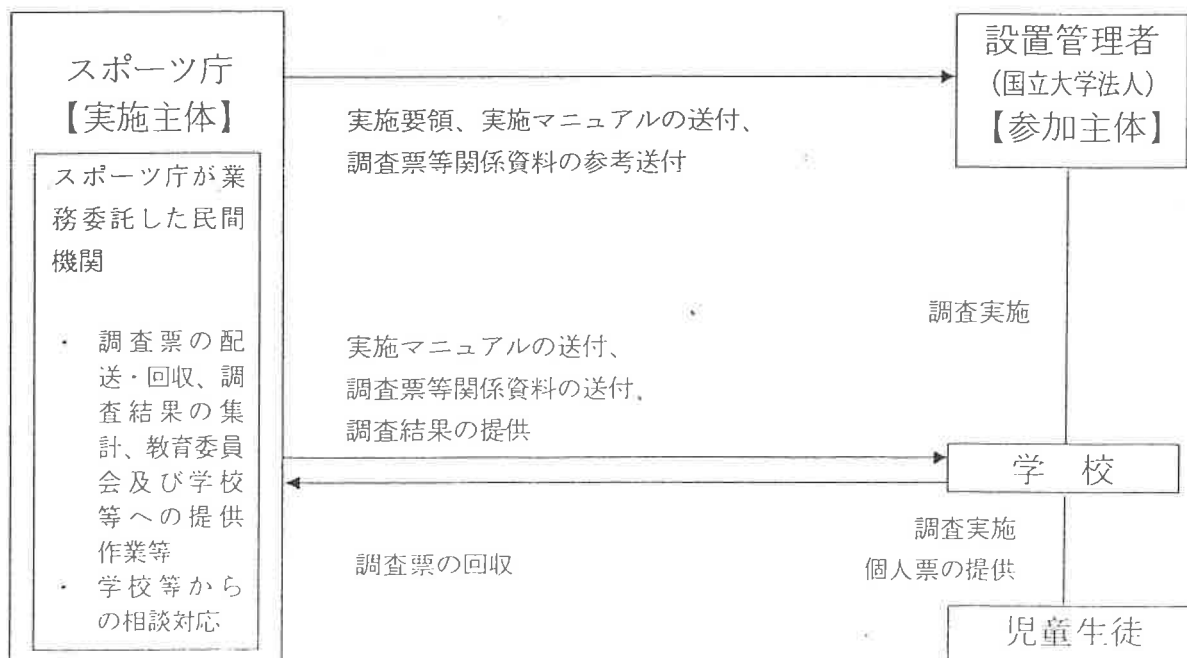
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国公立大学法人学校】

国公立大学法人学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



報告 1 令和 5 年第 1 回市議会定例会について

令和5年第1回市議会定例会について

令和4年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 692,600 千円

- | | | |
|-----|-------------------|------------|
| 1 | 小学校校舎等整備 | 582,600 千円 |
| (1) | 鳥居松小学校校舎等リニューアル工事 | 433,600 千円 |
| (2) | 丸田小学校校舎外壁改修等工事 | 149,000 千円 |
| 2 | 白山調理場解体工事 | 110,000 千円 |

【継続費の変更】

- 1 鳥居松小学校校舎等リニューアル工事

	変更前		変更後
令和4年度年割額	60,400 千円	➡	494,000 千円
令和5年度年割額	433,600 千円		0 千円

【繰越明許費の追加】

- | | | |
|---|----------------|------------|
| 1 | 丸田小学校校舎外壁改修等工事 | 149,000 千円 |
| 2 | 白山調理場解体工事 | 110,000 千円 |

令和5年度一般会計予算【原案可決】

教育費 10,676,825 千円

■ 代表質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 就学援助の認定基準の緩和について	(1) 対象者をどのような基準に基づいて拡大していくのか、現在の基準及び対象者数について問う。	(1) 経済的理由で児童生徒の学びの機会が失われることがないように、準要保護者認定基準を平成24年度の生活保護基準の1.2倍の世帯所得としている。 今回、物価高騰による生活費への支援の観点から、この基準を、令和4年度現在の生活保護基準の1.4倍に緩和することとした。 例えば、ひとり親世帯では、対象所得が約190万円から約230万円に緩和され、本市の就学援助の認定基準は、県内の市町村の平均よりも高い水準になる。 なお、対象者の総数は、就学援助の準要保護者認定が、個人からの申請に基づくものであるため把握していないが、令和5年1月末時点で、2,437人の児童生徒の家庭を認定している。
	(2) 新制服導入により、リサイクル品がないため就学援助費の多くが制服代として使われることや、物価高騰による値上がりもあることから、制服のリサイクルが可能となる3年間を限定に就学援助費を増額する考えについて問う。	(2) 新中学1年生が主に制服購入等に充てる費用は、入学前は新入学準備費として、入学後は新入学児童生徒学用品費として、いずれかの機会に就学援助費で支給している。 新制服導入にあたっては、家庭の経済的負担に配慮し準備を進めた結果、既存の詰襟学生服やセーラー服よりも価格が下がっていると販売店から聞いている。 また、新制服だけでなく、現行の制服の選択も認めていることから、3年間を限定に就学援助費を増額する考えはないが、令和5年度から就学援助の準要保護者認定基準を緩和することに加え、新入学準備に対する国の支給単価も増額になるなど、家庭の経済的負担の軽減が図られている。
	(3) 子どもの貧困が深刻な問題になっており、このために求められる対策がかつてないほど多岐にわたっている。お金の心配がなく、誰もが学べる教育の実現は、貧困の連鎖を断ち切るためにも重要であるが、子どもの貧困の解決に向けて、経済的・社会的支援をどのよ	(3) 将来的な貧困の連鎖を断ち切るためには、経済的理由により児童生徒の学びの場が失われることがないように、誰もが等しく教育を受けられることが大切であり、児童生徒の学習や自立した生活への支援等の環境整備が重要であると考えている。 令和5年度は、就学援助の準要保護者認定基準を緩和し、対象者を拡大するとともに、誰一人取り残すことなく全ての児童生徒が個に応じた教育を受けられるよう、不登校対策への様々な取組やICT教育の推進等、教育環境の充実に努め、子どもたちを取り巻く環境や社会状況

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	うに強めていくのか問う。	を注視しながら、必要な支援に取り組む。
	(4) 現状の就学援助は、対象者の全てを認定しておらず、制度の拡充を行っても、申請がされなければ意味がないものとなる。現状の認定率と、今後、どのような形で対象者を把握し、周知し、申請につなげていくのか問う。	(4) 就学援助の準要保護者認定は、個人からの申請に基づくもので、対象者の総数は把握していない。 一方、全児童生徒の中で就学援助認定を受けている割合を示す本市の就学援助受給率は、県内平均を上回っているものの、何らかの理由で申請をしていない対象者もいると思われる。 様々な機会をとらえて啓発に努めているところだが、今回の認定基準の緩和にともない、変更内容や目安となる年収を記載した分かりやすい説明資料を作成し、これまで以上の周知を図っていく。
2 ICT教育について	(1) 文部科学省から指定を受けた研究開発学校の研究に期待する。情報活用能力の育成や主体的な学びの推進について、今後の展望を問う。	(1) 令和4年4月に、文部科学省から研究開発学校の指定を受けた出川小学校と高森台中学校の2校では、新学習指導要領で学習の基盤となる資質・能力の一つと位置付けられた情報活用能力を、義務教育の9年間でどのように育成していくかを研究している。 この研究では、端末の基本的な操作、情報の収集・整理・分析・まとめ・表現の方法、データの活用、プログラミング、情報モラル等について、体系的に年間35時間程度学ぶ「情報の時間」というカリキュラムの創設に向けて取り組んでいく。
	(2) 生徒が情報教育を理解し、学んでいくうえで、教員のスキルや機種機能、運用環境の支援などが均一でなければならない。教育現場において、より円滑な学習が講じられる環境整備について問う。	(2) 全ての児童生徒が、同じ水準でICT教育を受けるためには、教員のスキル向上・教員間格差をなくすことは不可欠であり、これまでもICT活用に関する教員研修のほか、教員の相談に基づいた具体的なアドバイスができるよう、学校ICT支援員の全校巡回などを実施してきた。 特に市教委主導の研修では、初任者や教務・校務主任が、先進校の公開授業から活用を学ぶほか、他の職員についても、夏休み期間中に集中的に実施する経験別・役職別研修の中で技能の習得に努めている。 また、各校においても教務・校務主任が研修のリーダーとなり、実情に応じたICT教育の研修を実施するとともに、対面だけでなくクラウド上での研修など、教員がいつでも学べる環境を整備している。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
3 いじめや不登校対策について	(1) 様々な悩みを抱える生徒に対し、時間をかけながら丁寧に対応することが必要である。中学校における登校支援室の運用の実績について問う。	(1) 不登校者数は、全国的にも増加し、過去最高の人数となる中、本市においては、その対策の一つとして令和4年4月に全ての中学校で登校支援室を設置した。 その結果、2学期末における不登校者数は令和3年度と比べ増加したものの、増加率は、約6割減少しているほか、登校支援室の利用生徒の多くが出席率を改善している傾向もみられ、登校支援室という新しい居場所は、設置効果が高いものと評価している。 なお、2学期末における登校支援室の利用者数は、187人で、このうち不登校者は、147人。これは、中学校不登校者数416人の約35%にあたり、多くの生徒が利用している。
	(2) 今後の小学校への心の教室相談員の拡充に関する具体的な計画について問う。	(2) 小学校の心の教室相談員は、いつでも相談できることで児童の居場所機能を担うものになると考えており、令和5年度は、心の教室相談員の常勤化設置校を2校拡大し5校にする。 今後の心の教室相談員については、不登校者がいる小学校での常勤化を目指すとともに、様々な手法を検討しながら児童の新しい居場所の確保を進める。
	(3) 小学校の心の教室相談員の拡充について、専門家の募集方法について、考えを問う。	(3) 小学校に配置している心の教室相談員は、教員とは別の立場から児童の話し相手となり、悩み等を気軽に相談することで児童のストレスを和らげることができる存在である。 採用は、専門家としての資格要件はなく、面接において、児童と同じ目線に立ち、寄り添った傾聴ができるか、学校・保護者と協力・連携ができるか、などの視点から判断している。 また、毎年、心の教室相談員には、多く応募があり、扶養内での勤務や家庭の事情などで週3日程度の勤務希望者が多いのが現状である。 こうしたことから、心の教室相談員については、複数配置を含めた常勤化設置校の拡大に向け、必要な人材確保に努めていく。
4 中学校の部活動の地域移行について	(1) 部活動の地域移行は、生徒や保護者への丁寧な説明が必要であり、円滑な移行を進めるうえで、受け皿となる部活動の指導者をどのように募集し、運用するかについて問う。	(1) 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場であるため、将来にわたり生徒がスポーツや文化に親しむ活動として確保しなければならないと考えている。 一方で、部活動の指導が教員の多忙さの主な要因にもなっていることから、その両立を図るうえで、国が進める地域移行は重要な施策と位

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		置付けており、生徒の活動の場を確保しつつスムーズに地域に移行していくためには、受皿となる地域クラブ活動の環境整備が不可欠である。 そのため、地域での受皿が整うまでの間を市教委が管理する移行期間として、その指導者には、希望する教員が兼業兼職で担うこととし、あわせて、実績と経験のある既存の部活動指導員も活用していく。また、不足する地域クラブ活動の指導者については、各競技団体からの紹介、既存のスポーツ・文化活動団体との連携などにより確保していきたいと考えている。 なお、移行期間においては、新たに地域クラブ活動の指導者となる方と兼業兼職教員が一緒に活動し、単独で指導できる指導者として育成していきたいと考えている。
	(2) 5年間は教育委員会の管轄で運営することだが、クラブチーム等に行けない生徒の本気で活動に取り組みたいという熱意に応える場として、土日の活動時間を柔軟に運営する考えについて問う。	(2) 国や県の部活動ガイドラインに基づき策定した本市のガイドラインでは、スポーツ医・科学の観点から、燃え尽き症候群等の予防、過熱化の防止を目的に、部活動の活動時間を設定している。 したがって、部活動の受け皿となる地域クラブ活動においても、現在のガイドラインは、生徒の心身の健康管理のために遵守すべきものと考えている。 本気で部活動に取り組みたいという生徒の熱意に対しては、生徒とのコミュニケーションを充分にとり、短時間でも効率的なトレーニングを採り入れるなどの工夫で対応していくものと考えている。
	(3) 地域の実情に応じ、関係者の理解のもと、できるところから取組みを進めていくことが望ましく、特に子どもの意見を聞くことが肝要である。部活動の地域移行において、子どもの声を聞いて進める考えについて問う。	(3) 部活動は、児童生徒がスポーツや文化活動に親しむ場として、将来にわたり確保していかなければならないものと考えている。 一方で、部活動の地域移行には、生徒、保護者、教員などの関係者に対する丁寧な説明と理解が必要で、今回の取組みは、生徒の活動機会の確保と充実した教育環境の実現に必要な教員の負担軽減との両立を目指しているものである。 部活動の地域移行については、学校毎に事情が異なることから、生徒をはじめ関係者の意見を聞きながら取り組んでいく。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
5 通学路などの交通安全対策について	(1) 通学路の危険な個所に対する安全対策の手段には、見守りによる安全確保やインフラ整備など幅広くあるが、交通安全対策の現状の課題と、解決手段に対する考え方を問う。	(1) 通学路の交通安全対策は、毎年、春日井市通学路安全対策プログラムに基づき、道路管理者や学校、警察、教育委員会等の関係機関が連携しながら必要な対策を実施し、ホームページで公表している。 このうち、ハード面では、歩道の新設や道路の拡幅要望の際には、用地確保のための時間と費用の面から対応が難しいことなどが課題として挙げられるが、道路のカラー化や啓発看板の設置など、対応可能な安全対策に努めている。 また、ソフト面では、見守りをしている地域のボランティアの高齢化や後継者不足による担い手の減少などが課題として挙げられるが、現在進めている学校と地域との連携推進の中で、見守り実施場所の再編など効率的に取り組む事例もある。 今後も、各関係機関や地域の方々と連携を図りながら、児童生徒が安全に通学できる環境の整備に努めていく。
6 新調理場の建設について	(1) アレルギー給食での対応など安全な給食を提供できる東部第2調理場が稼働されるとともに、西部地区の新調理場の建設に向けて、整備・運営方法を検討されるが、今後の展望について問う。	(1) 学校給食は、児童生徒の成長に必要な栄養を摂取し、心身の健康を支える大切な役割を担っているとともに、食に関わる人々への感謝や食材の生産・流通・消費などを学ぶ生きた教材である。また、児童生徒と一緒に給食を食べることは、食育の観点からも重要であるため、本年4月の東部第2調理場が稼働することに伴い、アレルギー給食として対応できる食材を増やし、より多くの児童生徒に安全・安心な給食を提供していく。 西部地区の新調理場については、新調理場に求められる水準やリスクなどを精査した上で、整備・運営方法を、これまでの従来型手法だけでなく、民間の資本やノウハウを活用するPFIの手法なども含め、最も適した手法を検討する。また、運用開始にあわせて、児童生徒それぞれのアレルギー状況に応じた給食の提供についても検討していく。

